

雇用保険二事業助成金 平成21年度補正予算の整理表(案)

平成21年度雇用保険二事業助成金(15本)

平成21年度補正予算雇用保険二事業助成金(15本)

各種給付金名	
①	雇用調整助成金
2	労働移動支援助成金
3	定年引上げ等奨励金
4	特定求職者雇用開発助成金
5	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
7	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
10	人材確保等支援助成金
11	障害者雇用に係る助成金
⑫	短時間労働者雇用管理改善等助成金
13	広域団体認定訓練助成金
⑭	キャリア形成促進助成金
15	職場適応訓練費

各種給付金名	
①	雇用調整助成金
2	労働移動支援助成金
3	定年引上げ等奨励金
4	特定求職者雇用開発助成金
5	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
7	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
10	人材確保等支援助成金
11	障害者雇用促進助成金
⑫	短時間労働者雇用管理改善等助成金
13	広域団体認定訓練助成金
⑭	キャリア形成促進助成金
15	職場適応訓練費

要綱

第一・一

(内容見直し)

第一・二

(内容見直し)

第一・三、第二
(均等分科会で議論)

(内容見直し)

第三
(均等分科会で議論)

(内容見直し)

第一・四
(能開分科会で議論)

(内容見直し)

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項

雇用調整助成金の見直し

平成21年度

助成金名	(百万円) 21'予算額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 <input type="radio"/> 助成率等 -休業、出向に係る手当又は賃金の2/3に相当する額 <input type="radio"/> 支給限度日数 -1年間で200日、3年間で300日	3,228

平成21年度補正

助成金名	(百万円) 21'補正額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (見直し概要) <input type="radio"/> 1年間200日の支給限度日数の撤廃 <input type="radio"/> 障害者に関する助成率の引上げ(2/3 → 3/4) <input type="radio"/> 出向に関する助成率について、雇用維持要件を満たした事業主については引上げ(2/3 → 3/4) <input type="radio"/> 従来、1日単位としていた教育訓練について、半日単位の教育訓練も助成対象とする	194,377

中小企業緊急雇用安定助成金	357,220
中小企業緊急雇用安定助成金 (見直し概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。 <input type="radio"/> 助成率等 -休業、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額 <input type="radio"/> 支給限度日数 -1年間で200日、3年間で300日	

試行雇用奨励金の見直し

平成21年度

(百万円)

助成金名	21予算額
試行雇用奨励金	

平成21年度補正

(百万円)

助成金名	21補正額
試行雇用奨励金 → 実習型試行雇用奨励金	1,920

(概要)
十分な技能及び経験を有しない労働者を、公共職業安定所の紹介により、6か月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、試行雇用奨励金を支給するものとする。

(支給額)
労働者1人につき月額4万円を3か月分を限度として支給する。

新規要求

育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成21年度

助成金名	(百万円) 21'予算額
育児・介護雇用安定等助成金	
育児・介護雇用安定等助成金 (事業概要) 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合に事業主に支給する。(育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)の中の「子育て期の短時間勤務支援コース」)	129

平成21年度補正

助成金名	(百万円) 21'補正額
育児・介護雇用安定等助成金 → 育児・介護雇用安定等助成金 (見直し概要) ① 助成対象となる短時間勤務制度を拡大する。 ※ 小学校第3学年終了までを対象とする短時間勤務制度を設けた企業のうち、 ・中小企業については、すべての場合を対象とし、 ・大企業については、3歳未満までの制度しか設けないものを除き、助成対象とする。 ② 期間を定めて雇用される者も利用できる制度を設けて利用実績がでた場合、助成する(1企業1回限り20万円)。	22

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

助成金名	21'予算額
短時間労働者均衡待遇推進等助成金	
短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (事業概要) 短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出了した場合に、助成金を支給 (中小規模企業については40万円、その他にあっては30万円)	15

平成21年度補正

(百万円)

助成金名	21'補正額
短時間労働者均衡待遇推進等助成金 → 短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (見直し概要) 短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出了した場合に加え、2人目から10人目の利用者が出了した場合についても新たに助成金の支給対象とする。 (2~10人目については、中小規模企業にあっては15万円、その他にあっては10万円)	79

キャリア形成促進助成金の見直し

平成21年度

(百万円)

助成金名	21'予算額
キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金(実践型人材養成システム関係) (事業概要) 新たに雇い入れた労働者に認定実習併用職業訓練(実践型人材養成システム)による訓練(※)を受けさせる事業主に助成を行うもの。 ※企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関等における座学等を組み合わせて実施される訓練であって、当該訓練の実施計画について厚生労働大臣の認定を受けて実施されるもの	573

平成21年度補正

(百万円)

助成金名	21'補正額
キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金(実践型人材養成システム関係) (見直し概要) ①OJT(実習)を行った場合 ・賃金の3/4 → 4/5【拡充】 ・600円／時間(訓練生1人あたり) → 800円／時間(同左)【拡充】 ②OFF-JT(座学等)を行った場合 ・賃金・経費の3/4 → 4/5【拡充】 ・800円／時間(訓練生1人あたり)【新規】 ② 中小企業事業主が、実践型人材養成システムによる訓練を初めて導入し、訓練対象者が発生した場合 20万円【新規】	92
訓練等支援給付金(有期実習型訓練関係) (事業概要) 職業能力形成促進者(※1)に有期実習型訓練(※2)を受けさせる事業主に助成を行うもの。 (※1)安定的な雇用に付くために有期実習型訓練に参加することが必要であると認められた職業能力形成機会に恵まれなかった者 (※2)職業能力形成促進者に対して、企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関等における座学等を組み合わせて実施される訓練	1,143